

令和 2 年
第 4 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 4 月 28 日（火） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頴娃保健センター

3. 出席委員（ 16 人）

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	
	6 番	東 鈴子	8 番	君野 潤二	
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	
	13 番	徳永 映子	14 番	松永 正美	
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番 梶山 俊孝
	18 番	朽木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 4 人） 5 番 宮原 耕一 7 番 田中 司
11 番 菊永 多佳子 12 番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 25 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 26 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 7 議案第 27 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 28 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 29 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

画に対する意見決定について

- 日程第 11 議案第 31 号 非農地証明願いについて
- 日程第 12 議案第 32 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
による入会林野整備計画に対する意見決定について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則, 内門 照人, 森山 幸弘, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

農政係長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。田中委員、菊永委員、宮原俊郎委員、宮原耕一委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 4 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 107 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。農政係長の報告を求めます。

農政係長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・農政係長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、16番 永山 委員、17番 梶山 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日4月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

4ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による通知事案ですが、1件の合意解約がなされました。賃貸人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん の申し入れです。貸人主導によるもの畑2筆 1,588 m²です。

続きまして5ページからになります。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が20件ございました。賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん ほかの申し入れです。貸人主導によるもの3件、借人主導によるもの17件となっております。地目の内訳は田4筆、畑21筆の29,710 m²で、地域別では潁娃6件、知覧6件、川辺13件です。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は9ページから13ページで、今回は、新規認定3件、再認定11件であります。

一覧表は10ページ、新規認定個別表は、11ページになります。

まず、整理番号1、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで青果用甘しょ100a、加工用甘しょ50aの経営を行ってきましたが、今後は甘しょ栽培のほかにはそば栽培を進めるなど、経営規模拡大により経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の輪転や各種研修会への参加により、複式簿記と簡易経営分析を習得し、併せて制度資金を活用し農業機械等の整備を行う考えです。

次に、整理番号2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで青果・加工用甘しょ177a、人参210aの経営を行ってきましたが、今後は経営規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の輪転や各種研修会への参加により、複式簿記と簡易経営分析を習得し、併せて制度資金や各種補助事業を活用し施設等の整備を行う考えです。

次に、整理番号3、颯娃町〇〇の〇〇〇〇です。現在、茶831aの経営を行っていますが、今後は、一貫生産を行い、1,170aまで規模拡大し、安定経営を目指す考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の輪転や各種研修会への参加により栽培技術と経営管理の向上に努め、併せて制度資金を活用し施設の整備を行う考えです。

なお、再認定11件の個別表は、資料の12ページになりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第25号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。
資料は 15 号からで、川辺町〇〇〇〇番地 〇〇会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんの案件です。
法人の事業内容としましては、甘藷や水稻等、農産物の生産・販売で、会社設立は令和2年2月です。構成員は4人となっています。資本金の額は300万円で、経営面積が47,419㎡になります。
農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。
「法人形態要件」については、株式会社です。
「構成員要件」については出資者4人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。
「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・販売等が主な事業となっております。
「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。
以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第25号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第25号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第6 議案第26号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず、吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 審議番号1番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇会社 〇〇〇〇です。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番 ほか4筆、畑 5,676 m²と原野 458 m²の合計 6,134 m²で、〇〇自治会に位置します。
申請人は、経営基盤強化のため、既存製茶工場に隣接する申請地に補助事業を導入して製茶工場を増設しようとすることから、用途区分の変更をするものです。
代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。
製茶工場の生産・加工に係る効率性を考慮するとやむを得ない変更であると判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 次に、君野委員をお願いします。

君野委員 審議番号2番です。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん御夫妻です。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 409 m²で、〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、市内に借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外するものです。
代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。
以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
農業振興地域整備計画の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっておりますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。
補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第26号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第26号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、日程第7 議案第27号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する意見聴取決定についてを議題とします。まず現地調査員の説明をお願いします。吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 審議番号1番です。
申請人は、東京都の〇〇〇〇会社 です。
申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇 ほか4筆、畑 14,435 m²で、〇〇自治会の北西部に位置します。
申請人は、当初は 56.4ha で太陽光発電施設を建設する計画でありましたが、高出力パネルを採用することで、パネル設置面積の縮小が可能となったことから、飛び地で未造成地である農地5筆を含む3工区 5.7ha を計画区域から除外しようとするものです。
優良農地の確保の観点から考慮すると妥当な計画変更であると判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
内容については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

なお、今回、除外する計画区域にある農地の内、農振除外した農地についての農振編入につきましては、昨年8月の総会において審議済であり、手続きが進められております。

補足説明を終わります。

議 長 これより審議をお願いします。只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件事務局から報告のありました件について質問、御意見はありませんか。

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第27号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について、原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第8 議案第28号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。

33 号からになります。今回の申請は所有権移転15件です。譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請です。

内訳は、田1筆 831㎡、畑21筆 16,320㎡となっています。

理由につきましては、1番・8番・14番が知人、3番・15番が伯父、5番が父、11番・12番が従兄よりの受贈、2番・6番・13番が規模拡大、4番・7番が相手方の要望、9番・10番が交換による取得となっております。

土地の取引価格につきましては、10aあたり畑が286,000円から4,175,000円で売買される予定です。

審議番号6番の4,175,000円の案件についてでございますが、49号をお開きください。後ほど審議いただきます、審議番号1番の一般住宅用地への5条転用申請地と隣接しておりまして一体的に2筆958㎡で300万円での取引でございます。転用申請地479㎡を息子さんが100万円、今回の3条申請地479㎡をお父さんが200万円ということで、親子間の申し合わせがなされて

おります。

地域別では、潁娃2件、知覧4件、川辺9件でございます。

なお、法第3条第2項各号の判断につきましては、35～42 ㊦の調査書、43～47 ㊦の営農計画書及び同意解約の通知書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第28号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第28号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第9 議案第29号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって所有権移転4件について現地調査員から御報告をお願いします。まず戸木委員をお願いします。

戸木委員 審議番号1番です。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 479 m²で、〇〇〇の北側に位置します。
申請人は現在、市内に借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。
以上で報告を終わります。
審議番号3番です。
譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん御夫妻です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 ほか1筆、田 1,290 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、会社役員であり、申請地を譲り受けて、役員を務める隣接の建設会社への貸資材置場を整備しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、君野委員お願いします。

君野委員 審議番号2番です。

譲受人は、先ほどの農振除外と同じく、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん御夫妻で、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由は、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

審議番号4番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑 427 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、使用貸借権設定1件について報告をお願いします。吉崎委員お願いします。

吉崎委員 審議番号1番です。

借受人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん、貸出人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 558 m²の内 329 m²で、〇〇自治会の北側に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいのため、申請地と申請地北側に隣接する山林の一部を父から無償で借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

なお、隣接する山林の一部につきましては、植林されておらず、申請地と一体的に利用されてきたものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

まず、5条申請所有権移転4件につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用につきましては、申請時に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番から3番です。

立地基準につきましては、申請地は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、概ね50m以内に3戸以上の住宅があるため、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、審議番号3番の農振除外につきましては、昨年10月の総会において審議済であり、本年2月27日付けで認可されております。

また、資材置場として貸し付けるための建設会社との土地使用貸借契約書が申請時に、添付されています。

審議番号4番です。

立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、審議番号1番から3番につきましては第1種農地のため、県常設審議会への意見聴取となりますが、2番につきましては農振除外見込み後以降の意見聴取となります。

続きまして、5条申請使用貸借権設定について補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用につきましては、申請時に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番です。

立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』と判断されます。

代替地の検討をしましたが他に適地が見つからなかったとのことです。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

以上で、補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 29 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 29 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について説明いたします。

69 ㊦になります。

「所有権移転」につきましては、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申し入れです。

内訳は、畑 9 筆の 15,871 ㎡です。

理由につきましては、規模拡大による取得が 2 件、知人への贈与が 1 件となっております。

取引価格につきましては、10a あたり畑が 480,000 円から 490,000 円で売買される予定です。

地域別では、潁娃 3 件となっております。

次に「賃貸借権」の設定ですが 70 ㊦からになります。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 115 件になります。

設定面積は、田 73 筆 70,078 ㎡、畑 94 筆 163,932 ㎡の合計 167 筆 234,010 ㎡になります。地域別では、潁娃 13 件、知覧 26 件、川辺 76 件となっております。

次に「使用貸借権」の設定ですが 88 ㊦からになります。

利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 30 件になります。

設定面積は、田 41 筆 28,990 ㎡、畑 15 筆 26,474 ㎡の合計 56 筆 55,464 ㎡になります。地域別では、知覧 11 件、川辺 20 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認しました。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第30号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第30号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第11 議案第31号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。栢木委員お願いします。

栢木委員 審議番号1番です。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑1,176㎡で、〇〇自治会の北西に位置します。
昭和60年代頃まで申請人の母が一人で農業に従事していましたが、高齢のため農作業ができなくなり、申請地に檜、クヌギを植林したものです。その後の管理も行き届かず現在に至っており、現地調査の結果、今後も耕作の見込みはなく、周辺の状況からして簡単に復元して農地として耕作するこ

とは難しいと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、君野委員お願いします。

君野委員 審議番号2番です。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 ほか4筆、畑 5,678 m²で、〇〇自治会の北側に位置します。

申請人の父が昭和 60 年頃申請地周辺を取得し、肉用牛の一貫経営を始めましたが、土地を購入した際、養鶏場跡地であったことから、転用手続はなされているものと思い許可を得ることなく、畜舎、農業用倉庫等を整備したものです。現地調査の結果、現在も肉用牛飼養施設として一体的に利用しており、復元は困難であることから、農地として耕作することは難しいと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番につきましては、非農地に係る取扱基準（内規）の非農地の基準、第5条第2項(イ)の植林後、20年を経過したものの規定に基づき、また、審議番号2番につきましては、同条同項(ア)の建物が完成して10年を経過したものの規定に基づき判断したところでありまして、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

梶山委員 審議番号〇番の101㈬、地番〇〇〇〇は違うんですか。

農地係長 〇〇〇〇のこの部分だけは、平成8年に転用許可を受けております。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 31 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。
よって、議案第 31 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第 12 議案第 32 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について説明いたします。

資料は、103 頁からになります。

今回、〇〇〇入会林野整備組合組合長〇〇〇〇さんから提出されました入会林野整備計画につきましては、全体計画で関係者数 15 名、筆数 22 筆の 27,608 m²のうち農地に関する部分が、関係者数 2 名、筆数 5 筆の 7,147 m²で、今後の利用目的は野菜等畑作と花卉栽培です。

農林業上の利用増進を図り、農林業振興に寄与することを目的とする事業でありますので、新しく所有権を取得する方が農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要があることから、今回、意見聴取依頼があったものです。

この事業が推進されますと、現所有者に名義変更がなされ、農地流動化の妨げとなっています名義が直らない農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待されます。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 32 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 32 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (今後の日程について連絡する。)

議長 只今の件について、御質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 2 年第 4 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

農政係長 「一同礼」

閉 会 午後 2 時 58 分